

忠岡町一般廃棄物処理基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果と忠岡町の考え方について

1. 募集期間

令和 5 年 2 月 17 日（金）～令和 5 年 3 月 17 日（金）

2. パブリックコメントの概要

本計画は、「廃棄物処理法」及び「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、本町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定める法定計画であり、本町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものです。本パブリックコメント手続きにおいては、33 名から複数のご意見等が寄せられましたが、既に方針が定まり本計画に記載されている「公民連携によるごみ処理方式」に対する賛否のみを示したものと詳細について問うものが多くを占めていました。事業詳細を問うご意見については、「産業廃棄物のごみ質に関すること」「広域処理組合への参画に関すること」「処理方式の選択過程に関すること」等が主体であり、当該事業の推進については既定の事項であることから、当該意見内容及びそれに対する町の考え方の公表は控えさせていただきます、ご意見として承ります。また、賛否のみを示したものについても同様に公表は行わないものとし、ご意見として承ります。

◇「公民連携によるごみ処理方式」についてのご意見等につきましては、役場生活環境課にお問合せください。

該当箇所	意見内容	意見内容に対する町の考え方
p.34	公民連携方式を優先事業方式としたとある 上記の方式をもっとわかりやすく 説明してください	事業スキームについては、65,66 ページに記載しております。
p.41 環境への配慮した取組とある	廃棄物の処理（適正）の推進とある。 今町が進めている公民連携事業は大半を産業廃棄物をもやす処理施設であり、環境汚染を引きおこすおそれがあり住民に健康被害がおきる 41 頁の基本施策と全く違う事を行おうとしています 自然が綺麗なまちになる事を目指すとはあるがやり方が違うのではありませんか 納得がいく説明してください。 今迄の通り一遍の説明では納得できません。	当該事業においては、国の定める環境基準を遵守して進めるものであり、第 6 次忠岡町総合計画における基本方針に相反するものではないと考えています。
計画全体	忠岡町一般廃棄物処理基本計画（案）とある 令和 4 年 3 月では 忠岡町一般廃棄物処理基本構想となっていた 計画と構想から変えた理由は何ですか 計画と構想の違いは何ですか	忠岡町一般廃棄物処理基本計画については、「廃棄物処理法」及び「忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定により、本町の一般廃棄物処理に関する計画の一つとして定める法定計画であり、本町が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものです。 一方、忠岡町一般廃棄物処理基本構想は、主に一般廃棄物の処理手法に関する検討内容について、上記基本計画の策定に先立ち本町が独自に策定したものです。

該当箇所	意見内容	意見内容に対する町の考え方
計画全体	不要な事項が多く読み切る気が途中でなくなる。完結的に結論をまとめることが必要。	計画の策定内容については「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」に則って実施しています。不要な事項の無いように努めておりますが、貴重なご意見として承ります。
p.34 行政による 施策の実態 状況	計画どうり実施した。計画の内容が分からない具体的に表記してください	当該ページでは、前回計画に位置付けられた施策の実施状況について評価を行っております。前回計画の施策内容については表の左欄に記載しております。
計画全体	自治体のごみ処理については、住民とともに考える必要がある。町のほとんどの計画では、計画を作る際に、住民へのアンケートを行い、それを基に、計画の策定が行われている。しかし、この計画素案の中に、住民アンケートの結果がなく、住民の意向が示されていない。 計画を策定する前に、町の他の計画と同様に、住民アンケートを取るべきではなかったか。	行政計画の策定にあたっては、住民意向を把握するためアンケート調査を行う場合がありますが、本計画では、施策の立案に先立ち一般廃棄物の減量目標を定めることから、現実的な減量目標の設定に関して参考とするため「忠岡町のごみ減量を考える住民ワークショップ（令和4年8月25日）」を実施いたしました。 また、本パブリックコメントにつきましても、住民の皆さまからいただいたご意見・情報を考慮して意思決定を行う手続きとなっております。
p.65 将来の中間 処理スキーム について	災害廃棄物の受け入れとあるが、忠岡町以外の災害ごみも受け入れるのか。本町のみならず、本町以外の多量の災害ごみの分別はきっちりされるのか？災害ごみには、PCB、水銀、アスベスト等が含有している。混在しているまま焼却すれば排ガスから有害物質が出てくるのではないか	大規模災害の発生時においては、大量の災害廃棄物が発生することから、自治体間の相互協力体制を構築することが必要といえます。このような考え方は、本計画 p.74 においても施策として掲載しております。 また、混在する災害廃棄物の処理については「災害廃棄物対策指針（環境省：平成30年3月）」に示されているとおり、一次仮置場、二次仮置場にて分別・仕分けを行うこととされています。